

一般社団法人北海道視能訓練士会

規程集

目次

理事服務規程	2
旅費規程	4
学術集会規程	5
賛助会員規程	10
研究グループ規程	14
北海道視能訓練士会賞推薦基準	17
共催・協賛・後援・協力等の取扱規程	18

理事服務規程

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人北海道視能訓練士会（以下「本会」という。）の理事の任務及び役割を明確にし、効率的かつ適切な運営を確保することを目的とする。

第2条 (総則)

1. 理事は、公正かつ誠実に本会の活動に従事しなければならない。
2. 理事は、法令および本会の定款・規程に従って行動することが求められる。

第3条 (理事の任務)

1. 理事は、本会の目的達成のために、業務の遂行に関して責任を負う。
2. 理事は、本会の活動に関する重要事項について協議し、決定する。
3. 理事は、本会の会員と連携し、会員の利益を代表する。

第4条 (理事の義務)

1. 理事は、本会の目的を実現するために誠実に行動しなければならない。
2. 理事は、利益相反の状況が生じた場合には、速やかにその旨を開示し、適切に対処しなければならない。
3. 理事は、定期的な会議への出席を心がけ、積極的に協力することが求められる。

第5条 (利益相反)

1. 理事は、自己の利益と本会の利益が相反する場合、公正かつ適切な措置を講じなければならない。
2. 利益相反が生じた場合、理事は速やかにその旨を他の理事や関係者へ開示し、適切に対処しなければならない。

第6条 (秘密保持)

1. 理事は、本会の秘密情報を厳守しなければならない。
2. 本会の秘密情報とは、会員情報、財務情報、戦略情報、および他の機密情報を含む。

第7条 (個人の行動)

1. 理事は、本会のイメージや信頼性を損なうような行動をしてはならない。
2. 理事は、社会的責任を果たすために、公共の利益を最優先する行動を取らなければならない。

第8条 (遵守と監査)

1. 理事は、この倫理規定を遵守し、適切に監査されることが求められる。
2. 違反が発覚した場合、理事は適切な措置を受けることに同意しなければならない。

第9条（理事の選任）

1. 理事は、本会の総会において選任される。
2. 理事の任期は、定款に基づき定められる。

第10条（経費の負担）

本会の業務遂行に必要な経費は本会において負担する。

第11条（改定）

この規程の改定は、本会の総会において決議される。

旅費規程

(趣旨)

第1条

この規程は、公務のために旅行する本会の役員などの旅費に関する基準を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条

役員が理事会及び総会に出席した場合又は、他の公務で旅行した場合は、旅費の実費を支給する。

(旅費の種類)

第3条

旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第4条

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

2. 役員が国内を旅行する場合は、鉄道賃、船賃、車賃（15円×距離km）、航空賃の実費（上限3000円とする）を支給する。
3. 役員が国外を旅行する場合の旅費の支給額は、その都度理事会が決定する。
4. 役員が理事会あるいは公務目的事業の運営として参加する場合は、交通費を必要経費として上限3000円として支給する。

(役員以外への旅費の支給)

第5条

役員以外の正会員（学生会員を含む）が、本会から委託された、もしくは公文書により依頼を受け旅行した場合、3000円を上限として支給する。

2. 本会が招請した顧問および講師の旅費及び宿泊料は、原則として最も経済的に計算したものを基準にその時の経済状況を反映させた金額を支給する。

(規程の変更)

第6条

この規程は、理事会の決議がなければ変更できない。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

学術集会規程

第1条 (定義)

1. 学術集会（以下、集会）は、北海道視能訓練士会（以下、本会）が主催する学術的な事業を指す。

第2条 (目的)

1. 集会は、情報交換と共有の機会を提供し、本会規約第2条および第3条を具現化することを目的とする。

第3条 (集会種別)

1. 定期集会
集会名は「北海道視能研究会」とし、回数を冠する。
2. 臨時集会
必要に応じて、本会が主催する。
3. 支部集会
本会支部における地域勉強会。

第4条 (大会長・集会長)

1. 定期集会の長を大会長とし、支部集会の長を支部集会長とする。
2. 大会長は募集により選出し、会長が任命する。
3. 大会長は前回の任期から3年経過していなければならない。
4. 大会長および集会長は集会の企画を理事会に報告し、事後に評価を行う。

第5条 (実行委員会)

1. 実行委員は会員に限る。
2. 委員は大会長または理事会の指名と本人の了承により決定する。
3. 役割が終了次第、実行委員会は解散する。

第6条 (理事会の関与)

1. 理事会は企画に関して助言を行い、附則に定める役割を担う。

第7条 (その他の役割)

1. その他の役割を担う者は、各集会の長が依頼する。
2. 司会、座長、会場責任者はその他の役割に含まれる。

第8条 (講演・会議種別)

- (1) 特別講演 (Honor lecture / Special lecture)
- (2) 招待講演 (Invited lecture)
- (3) 基調講演 (Keynote lecture)
- (4) 教育講演 (Educational lecture)

- (5) 自主企画講演 (Voluntary planning lecture)
- (6) シンポジウム (Symposium)
- (7) パネルディスカッション (Panel discussion)
- (8) 実技演習 (Technical lecture)
- (9) 一般口演 (General presentations)
- (10) グループディスカッション (Group discussion)

第9条 講師謝礼

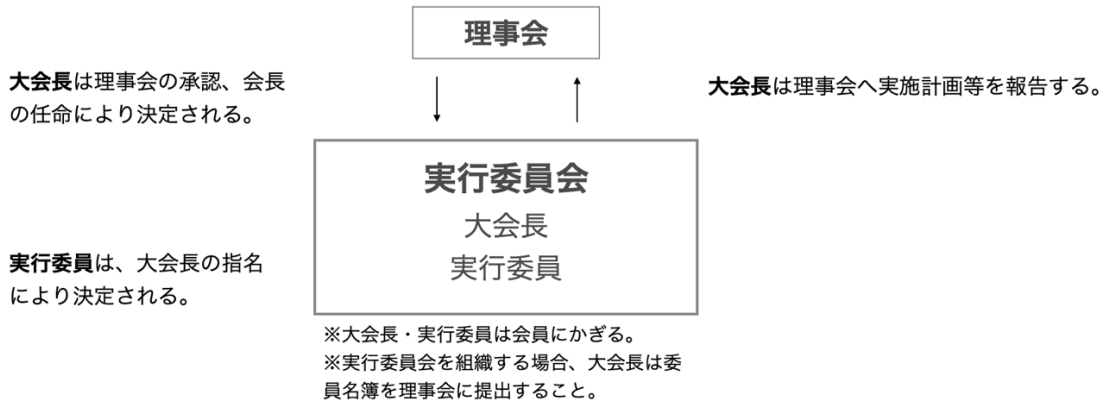
1. 第8条(1)～(4)に該当する講師について、謝礼の額は50分につき医師1万円、その他は5千円とする。
2. その他に該当する者で、社会的功績のある者(博士学位取得者、団体役員等)については、100%を加算したものを基準額とする。
3. 60分を超えるものについては基準額の100%を加算する。
4. 道外在住の講師について、基準額の100%を加算する。
5. 交通費、宿泊費は実費支給とし、原則として弁償は行わず、実行委員会が予約・購入の手配をし、本会が支出する。
6. 第七条第5節～第9節に該当する講師および演者は無報酬とする。

第10条 事業の記録

1. 大会長は実施内容、参加人数、会計処理等の情報を整理し、理事会に報告する

学術集会施行規則附則

実行委員会の位置付け



実行委員会の役割

企 画	日程・会場の選定、会場貸借手続き、演題・参加登録期間の設定、講師（教育講演、基調講演）の選定、司会・座長の選定・依頼、プログラムの作成、ロゴマークのデザイン、実施後のアセスメント、会長への報告、広報、親睦の調整
会 場	施錠、会場設営（器材、照明、音響、室温管理）
接 遇	参加者の誘導、講師接待（手拭き、水）、講師宿泊・移動交通手段の決定・予約
会 計	受付、参加費の領収、必要経費領収書の保管、収支報告所の作成、口座への入金
記 録	当日の様子を、画像、動画にて記録する。
事後報告	終了後に実施内容・参加人数・会計処理を理事会に報告する

理事会の役割

会 長	講師依頼 会長名で講師依頼を行う。（自主企画講演を除く） 協会連絡 会長名で（公社）日本視能訓練士協会への事前連絡、事後報告を行う。
総 務	参加者登録の受付、集計、参加者名簿の作成を行う。参加証明書の発行。

広報 実行委員会の決定に基づき、士会が保有する媒体を通じて開催情報等の広報を行う。

学術 実行委員会からの決定事項報告受取と確認。

財務 実行委員会からの収支報告受取と確認。口座からの入出金の管理。

外務 特別講演講師、招待講演講師との連絡

親睦 情報交換会の設定、参加費の領収

集会種別

種 類	概 要	責任者	任命者	制限
定期集会	年1回 夏季（7月～9月）	大会長	会長	主幹は前回の任から3年 が経過していること
臨時集会	必要により開催する	会 長	—	—
支部集会	原則、年1回 春季（5月）	集会長	支部長	—

講演・会議種別

種 類	概 要	講師・演者の資格
特別講演	Honor lecture / Special lecture 業界、士会の双方に功労のあった講師による 講演	・業界・士会の双方に功労の あるもの・学位取得者・専 門分野に優れた功績のある もの
招待講演	Invited lecture 主催である士会が招待した講師による講演。	専門分野に優れた功績のあ るもの

基調講演	Keynote lecture 会議全体に共通のテーマについて俯瞰的に述べられる講演	専門分野に優れた功績のあるもの
教育講演	Educational lecture 主幹の指名により選出された講師による講演	学位取得者
自主企画講演	Voluntary planning lecture 応募により行われる教育講演	5年以上の実務経験 日本 視能訓練士協会会員
シンポジウム	Symposium 掲げられたテーマについて、複数（3人以上）の 討論者が意見を述べ、参加者と議論する。	なし
パネルディスカッション	Panel discussion 掲げられたテーマについて、複数（3人以上）の 討論者により公開で討議を行う	なし
実技講習	Technical lecture 専門技能の習得のための講習	5年以上の実務経験
一般口演	General presentations 応募により行われる研究発表。	なし
グループディスカッション	Group discussion 複数人でグループに分かれ、共通のテーマにな ついてグループ内で討議するもの。	なし

賛助会員規程

(賛助会員)

第 1 条

北海道視能訓練士会第 7 条第 3 項に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は団体は、下記書類を会長に提出し、理事会の承認を経て本会賛助会員となることができる。

(1) 団体入会申込書及び法人概要資料

(2) 個人入会申込書

(賛助会員の会費)

第 2 条 賛助会員を、団体は法人会員、個人は個人会員に区分し、賛助費としての会費を次のとおりとする。 法人会員 年額 30,000 円

個人会員 年額 10,000 円

2. 会費の納入は原則として、当該年度の 6 月末日とする。

(賛助会員の特典)

第 3 条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

法人会員

(1) 本会が主催する集会等で展示設備のある場合には、1 ブースを無償で利用することができる。ただし、設営にかかる実費は、当該賛助会員の負担とする。

(2) 本会 web ページに法人サイトのリンクを設置することができる。

(3) 本会が発行する会報に広告を掲載することができる。ただし、別に定める広告料を納める。

(4) 法人会員が主催するセミナー等に本会の後援を受けることができる。

(5) 本会が配信するメールおよび会報を受けとることができる。

(6) 本会 web ページに企業紹介動画、製品紹介動画を掲載することができる。

個人会員

(1) 本会が配信するメールおよび会報を受けとることができる。

(2) 本会が主催する集会等に無料参加できる。

(規程の変更)

第 4 条

この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

2. 2023 年 3 月 22 日改定。

3. 2023 年 5 月 23 日改定。

受付年月日

一般社団法人
北海道視能訓練士会
会長 中川 浩明 殿

賛助会員(法人)入会申込書

この度、貴会の賛助会員として入会したく本状により申し込みます。

年 月 日

フリガナ	
法人名	
フリガナ	
代表者 氏 名	役職
フリガナ	
所在地	〒 ー
電 話	市外局番 ー ー
e-mail アドレス	@
法人 Web サイト URL	リンク掲載希望 あり・なし
フリガナ	
担当者 氏 名	※代表者と連絡先が 異なる場合のみ記入
所在地	
電 話	
e-mail アドレス	

一般社団法人
北海道視能訓練士会
会長 中川 浩明 殿

賛助会員(個人)入会申込書

この度、貴会の賛助会員として入会したく本状により申し込みます。

年 月 日

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
住所	〒 —
電話	市外局番 — —
e-mail アドレス	@

賛助会員（法人）退会届

一般社団法人 北海道視能訓練士会
会長 中川 浩明 殿

私こと _____ はこの度、下記理由にて退会いたします。

記

理 由

法人名
住 所
代表者

④

研究グループ規程

第1条（定義）

研究グループ（以下、グループ）は北海道視能訓練士会（以下、本会）内に結成される特定分野の学術的研究を行う集団をいう。

第2条（目的）

視能訓練士業務に関わる特定分野の調査、研究、および技術開発等（以下、活動）を行い、もって本会規約第2条、第3条を具現化するものとする。

第3条（結成要件）

(1) 構成員

グループの構成は3名以上6名以内とし、代表者、分担者により構成される。

(2) 代表者

グループには会員である代表者1名をおかななければならない。

(3) 分担者

分担者は会員とする。

(4) 活動計画の提出

グループは本規則に同意の上、電磁的届出フォームより活動計画を提出する。

(5) 第五節：審査および承認

審査委員会による審査後、理事会の承認を得て、結成されるものとする。

第4条（更新）

結成された日より2年経過した後、活動を継続する場合には所定の手続きにより更新することとする。

第5条（活動報告義務）

代表者は以下に定める活動報告を本会に行わなければならない。

(1) 定期報告

3月、10月の中日から末日までの期間に所定の活動報告を行う。

(2) 臨時報告

理事会の決議により、求めに応じて所定の活動報告を行う。

第6条（発表）

グループの活動により得られた知見および研究総括を学会等で発表あるいは雑誌等に投稿する際、構成員の同意を得て共同演者に構成員を加えることとする。ただし、発表あるいは投稿先の要項に共同演者の登録項目がない場合にはこの限りではない。

第7条（解散）

(1) 自主解散

グループは活動期間内に所定の手続きにより解散届を提出し、理事会の承認を経て解散することができる。

(2) 強制解散

第三条に定める要件を満たさない場合、本会の運営に重篤な悪影響を及ぼす行為が認められる場合、活動が本規則に違反する場合、義務不履行がある場合等に、理事会の決議により、グループを解散させることができる。

(3) 異議申立

前節により解散命令を受けた代表者は監事に対して、異議申立てを行うことができる。異議申し立てを受理した監事は、自ら信任した外部有識者と協議の上、総会にかけ、グループの存続の是非を問うことができる。

第8条（分担者募集等の広告）

グループは結成および更新時に本会が使用する広報媒体を通じて、不足する分担者の募集をする事ができる。

第9条（代表者の変更）

代表者を変更する場合には、電磁的届出フォームより変更届を提出する。

第10条（分担者の変更）

分担者の新規加入は更新時のみ認められ、電磁的届出フォームより変更届を提出する。脱退については本人の希望によりいつでもできるものとし、同様に脱退届を提出する。その際、欠員により第三条に定める要件が満たされない場合、第六条第二節に基づき強制解散となる。

第11条（研究協力者）

グループには、非会員の協力者を1名おくことができる。ただし、第二条第四節で定める要件を満たすこと。

第12条（倫理的配慮）

活動において第三者より情報収集を行う場合には、対象者に研究の意図を説明し、研究参加の同意を得る必要がある。また、所属施設内において活動を行う場合には、施設管理者もしくは然るべき上司に許可を得ること。

第13条（個人情報保護方針）

研究に関わる個人情報の記録された書類及び電子データは、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、厳重に保管する。研究の結果を公表する際には、参加者を特定できる情報を含めない。研究の目的以外に、研究で得られた個人情報および収集でタを使用しない。

第14条（監督）

すべてのグループは学術担当理事が監督する。監督は各グループの研究内容、手法に関する指示、命令の機能はもたず、義務不履行やグループ内部に活動に問題が生じた場合に調

査権を発効し，調整をはかることを任務とする．監督として知り得た情報はすみやかに理事会に報告しなければならない．なお，監督は必要に応じて監督補佐を置くことができる．

第 15 条 審査委員会

学術部内に，研究グループ審査委員会を設置する．委員は会員 1 名，外部有識者 2 名で構成する．委員は理事会の承認を経て会長が任命する．

第 16 条 雑則

本規則は平成 27 年 12 月 1 日より運用する．

本規則に不備が生じた場合には，総会の承認を経て，更新することができる．

北海道視能訓練士会賞推薦基準

「北海道視能訓練士会賞」は、視能訓練士学生を対象として、学業、本会事業、課外活動、各種社会活動等の分野において、「優れた評価を受けた」「優秀な成績を取めた」「学校の名誉を高めた」などの顕著な功績のあった個人又は団体に、北海道視能訓練士会（以下、本会）が表彰するものです。

受賞者の選考は、推薦に基づき「北海道視能訓練士会学生表彰選考会議」が行います。選考会議では、推薦基準に基づいてその内容を審査のうえ、相応しいものを決定します。

推薦基準

1. 学業

学業において、研鑽に励み、他の学生の範となった者

2. 北海道視能訓練士会における活動

a) 本会の学術集会において研究発表を行い、優秀な成績を取めた者

b) 本会の事業に参加し、事業の充実と振興に著しい貢献をした者

3. 課外活動、社会活動等

a) 課外活動において、国内外の各種スポーツ、競技、演奏、展示、発表等で優秀な成績を取め、学校の名誉を高めた個人もしくは団体、または課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をした個人もしくは団体

b) 環境保全、災害救援、社会福祉、青少年育成、海外援助協力等の各種社会活動において、活動実績が認められ、他の学生の範となった個人もしくは団体、または社会的に優れた評価を受け、学校の名誉を高めた個人もしくは団体

c) その他、これらに準ずるもので、「北海道視能訓練士会賞」に相応しい貢献があった個人もしくは団体

被推薦資格

視能訓練士養成校に所属し、卒業見込みがある者

推薦者

1. 推薦基準1は、学科長もしくはそれに準ずる者とする

2. 推薦基準2は、本会会長とする

3. 推薦基準3は、自薦又は他薦とする

共催・協賛・後援・協力等の取扱規程

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人北海道視能訓練士会（以下「本会」という。）が、各種イベント、研修会、学会、講演会等（以下「対象事業」という。）に対して共催・協賛・後援・協力を
行う際の基準及び手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条

1. 共催：本会が主催者の一員として企画・運営に関与し、主体的に事業を実施すること。
2. 協賛：本会が事業に対して財政的支援を行うこと。
3. 後援：本会がその趣旨に賛同し、名義の使用を許可すること。
4. 協力：本会が情報提供や人的支援など、一定の範囲で支援を行うこと。

(対象事業)

第3条

対象事業は、以下の条件を満たすものとする。

1. 視能訓練士の資質向上及び専門知識の普及・啓発に寄与するもの。
2. 視能訓練士の知名度向上に寄与するもの。
3. 公序良俗に反せず、政治的・宗教的活動を目的としないもの。
4. 営利を主たる目的としないもの。
5. 本会の活動方針に適合し、本会の名誉及び信用を損なう恐れがないもの。

(申請手続)

第4条

1. 共催・協賛・後援・協力を希望する団体または個人（以下「申請者」という。）は、所定の「申請書」を提出しなければならない。
2. 申請書には、次の事項を記載すること。
 1. 事業の名称及び内容
 2. 開催日時・場所
 3. 主催者情報（名称・連絡先等）
 4. 参加対象及び想定参加人数
 5. 支援の種類（共催・協賛・後援・協力）

6. その他、本会が必要と認める事項

3. 申請書は、原則として事業実施の1か月前までに提出すること。

(審査・承認)

第5条

1. 申請内容は、本会の理事会において審査し、承認の可否を決定する。
2. 理事会は、必要に応じて申請者に追加資料の提出を求めることができる。
3. 承認または不承認の結果は、申請者に対し書面または電子メールにて通知する。

(承認の取り消し)

第6条

本会は、以下のいずれかに該当する場合、承認を取り消すことができる。

1. 申請内容と実際の事業内容が著しく異なる場合。
2. 本会の名誉や信用を損なう行為があった場合。
3. その他、本会が不相当と認める事由が生じた場合。

(義務)

第7条

1. 申請者は、共催・協賛・後援・協力を受けた事業の広報物等に「一般社団法人北海道視能訓練士会」の関与の種類を明記することができる。
2. 申請者は、事業終了後、開催報告書を提出するものとする。

(附則)

第8条

本規程は、理事会の決議をもって改定することができる。

附則

1. 本規程は、2025年2月18日より施行する。

年 月 日

共催・協賛・後援・協力 名義使用申請書

一般社団法人 北海道視能訓練士会

会長 中川 浩明 殿

申請団体名：

代 表 者：

㊞

下記のとおり、貴会の共催・協賛・後援・協力を申請いたします。

申請の種類	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 協賛 <input type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 協力
事業の名称	
主催団体	
会期	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
開催場所	会場名： 所在地：
事業の概要	
他の共催・協賛・ 後援・協力団体	
参加人数	
参加職種	
参加費	
連絡先	団体名： 担当者： 連絡先： Mail：

申請書のほか、開催概要、パンフレットなどを添付してください。